

伊万里市市民意見提出手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民意見提出手続に関し必要な事項を定め、市民の市政への参画の機会を提供することにより公正を確保するとともに、市の市民に対する説明責任を果たすことで行政運営の透明性の向上を図り、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民意見提出手続 市の基本的な政策等の策定過程において、その趣旨、内容等を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門知識（以下「意見等」という。）の提出を求め、その寄せられた意見等に対して市の考え方を公表するとともに、その寄せられた意見等を考慮して政策等の意思決定を行う手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

(対象事案)

第3条 市民意見提出手続の対象事案（以下「対象事案」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的政策を定める計画、各事業において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他市の基本的な事項を定める計画（別表に定めるもの又はこれと同程度の内容のもの）の策定又は改定
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除

く。)

(3) 広く市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は改定

(4) 前3号に掲げるもののほか制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民生活への影響等を勘案して、市民意見提出手続を実施することが適当であると実施機関が認めたもの

(適用除外)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する条例については、この要綱の規定は適用しない。

(対象事案の公表等)

第5条 実施機関は、対象事案の立案の着手段階において、現状、課題、立案の着手から意思決定までの手順等を公表するものとする。

第6条 実施機関は、前条の規定により公表を行ったときは、市民等の意見等を聴取するための手法で次に掲げるもののうちから、対象事案の内容等に応じ効果的なものを選定し、これを適切な時期に実施するものとする。

- (1) 説明会
- (2) アンケート
- (3) タウンミーティング
- (4) ワークショップ
- (5) ホームページでの意見募集
- (6) その他実施機関が適当と認める方法

(聴取した意見等の取扱)

第7条 実施機関は、前条の規定により意見等を聴取したときは、当該意見等を考慮して対象事案の検討を行わなければならない。

(パブリック・コメントの実施)

第8条 実施機関は、対象事案に係る意思決定をしようとするときは、事前に相当の期間を設けて、その案（以下「素案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により素案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 素案の趣旨及び目的並びに素案作成の背景
- (2) 市民等が素案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。ただし、素案及び資料が多量であるため掲載が困難であるときは、素案の概要並びに素案及び資料の入手方法等を明示するものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布
- (2) 伊万里市のホームページへの掲載
- (3) 広報紙への掲載
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

第9条 実施機関は、市民等に対し、前条の規定による素案の公表の日から24日以上の期間を設けて、素案についての意見等の提出を求めなければならない。この場合において、意見等の提出期限は、素案の公表の際に明示するものとする。

2 実施機関は、前項の期間を設けることができないときは、その理由を付して提出期限を公表しなければならない。

3 第1項の意見等の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

4 意見等を提出する市民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

（提出された意見等の取扱）

第10条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、速やかに次に掲げるものを公表しなければならない。

(1) 意見等の概要

(2) 意見等に対する実施機関の考え方（素案の内容を変更したときは、その変更内容を含む。）

(3) 決定した対象事案の内容

3 前項の規定にかかわらず、伊万里市情報公開条例（平成11年条例第16号）第6条の規定により公開しないことと決定されたものは除くものとする。

4 第8条第3項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

（意思決定過程の特例）

第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、市民意見提出手続を経ないで意思決定をすることができる。

(1) 法令等により意見等の聴取に関する定めがある場合

(2) 実施機関に裁量の余地がないと認める場合

(3) 緊急又は軽微な変更である場合

(4) この要綱に準じた手続を経て、附属機関又はこれに準ずる機関において策定した報告、答申等に基づき、実施機関が対象事案の策定を行おうとする場合

（対象事案以外の事案に係る手続）

第12条 実施機関は、対象事案以外の事案であっても、市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、この要綱に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

（実施状況の公表）

第13条 市長は、市民意見提出手続の実施状況に関し次に掲げる事項を示した一覧表を作成し、指定する場所での閲覧及び配布、伊万里市ホームページへの掲載等により、常時市民等に情報を提供するものとする。

(1) 対象事案の案件名

(2) 意見の提出期間

- (3) 対象事案の決定時期
 - (4) 対象事案を所管する部署及びその連絡先
 - (5) 第11条の規定により、市民意見提出手続を実施しなかった対象については、実施しなかった理由
- (補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 この要綱については、実施状況等を踏まえ、必要に応じ検討を加え、見直し等の措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊万里市市民意見提出手続実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に立案に着手する対象事案から適用し、同日前に立案に着手した対象事案については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

総務部	伊万里市交通安全計画
政策経営部	伊万里市総合計画 伊万里市行政改革大綱 伊万里市男女協働参画基本計画 伊万里市食のまちづくり推進計画
市民部	伊万里市健康づくり計画 人権教育のための伊万里市推進計画 伊万里市一般廃棄物処理基本計画 伊万里市環境基本計画 伊万里市地域省エネルギービジョン 老人保健福祉計画 介護保険事業計画 障害者長期行動計画 次世代育成支援行動計画 地域福祉計画
産業部	伊万里市中心市街地活性化基本計画
建設部	都市計画マスタープラン 緑の基本計画 景観計画
教育委員会	子どもの読書活動推進計画